平成２５年（フ）第１０５２７号
東京都八王子市大楽寺町98―２―203
債務者　綿引　博美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５６４号
東京都大田区矢口２丁目21―15―1118
債務者　名倉　和孝
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０５８７号
東京都新宿区坂町22―202
債務者　根本　　愛
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３５号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目４―13―202
債務者　石内　良顕（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３６号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷５丁目１―19―203
債務者　石塚久美子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３７号
東京都大田区大森南１丁目５－４―202
債務者　佐藤麻里香（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６３８号
神奈川県横浜市港北区大曽根３丁目３－５
債務者　亀山　　彰
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０６９５号
東京都板橋区蓮根２丁目25―12　愛知荘
債務者　高地　智春
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０１号
東京都中野区上高田２丁目44―６
債務者　小川　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７０２号
東京都八王子市小宮町1041
債務者　福島　久美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１０号
埼玉県志木市中宗岡１―15―18―101、住民票上の住所埼玉県志木市上宗岡５丁目９―50―101
債務者　手塚　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７１９号
東京都三鷹市牟礼６丁目24―20―105
債務者　岩本　勇介
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７４６号
東京都足立区大谷田１丁目３－７　脇野方
債務者　川崎　妙子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７４８号
東京都世田谷区上祖師谷１丁目３―21―305
債務者　篠原久美子（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７４９号
東京都中野区新井１丁目43―４―802
債務者　具　　美會
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０７５８号
東京都足立区梅田６丁目20―８
債務者　須永　真理
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部